

記者発表（ 一発一表 ・資料配付）				
日時	担当課名	電話	発表者(担当者)	その他配布先
H26/8/28 (木) 14:00	科学振興課 (科学政策班)	078-362-3036	課長 坂東 政市 副課長兼班長 日高 史朗	—
	地域振興課 (地域活性化班)	078-362-9014	課長 濱西 喜生 (班長 松久 士朗)	

国家戦略特区における新たな措置に係る提案について

国は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し、国が講ずべき新たな措置に係る提案を募集しています。

この提案募集について、本日、本県は、下記の8項目を提案しますので、お知らせします。

記

1 提案内容（詳細は別紙）

(1) 水素エネルギー社会に向けたビジネス加速

- ・水素関連技術開発に実績のある事業所において、水素ガス取扱の特例により、水素関連技術開発を加速化

(2) 国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の内航フィーダー網強化

- ・国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の内航フィーダー網を強化するため、内航フィーダー船に使用する燃料への石油石炭税の課税免除および内航フィーダー船の新造時に義務づけられている納付金の廃止

(3) 栄養補給用食品事業における保険適用等の見直し

- ・患者や家族が在宅での栄養管理において、栄養状態に合わせて必要な製品を選択できるように、栄養補給用食品（いわゆる流動食）の保険適用等の見直し

(4) 歴史的建築物の活用に向けた建築基準の緩和

- ・歴史的建築物の保存活用や防火避難・構造安全性について審査する専門委員会（市町に設置）に建築審査会と同等の権限を付与

(5) 規制緩和等によるクルーズツーリズムの推進

- ・クルーズツーリズムを推進するため、外国船の入国審査や免税手続きの簡素化、播磨灘における沿海区域の全部又は一部の平水区域への変更

(6) 農林漁業体験民宿の規制緩和による都市・農山漁村交流等の活性化

- ・都市・農山漁村交流等の活性化を図るため、農林漁業者に限定されている農林漁業体験民宿に係る旅館業法の特例措置について、同様の役務を提供するNPO法人や農事組合法人等の非農林漁業者への適用拡大

(7) 規制緩和等による新たな都市農業の展開

- ・ 地域の実情に応じた生産緑地地区指定の面積要件の緩和（500 m²→300 m²）等
- ・ 都市農地保全の観点から、市民農園等により農地利用が担保される場合にも相続税納税猶予制度を適用
- ・ 相続による権利の細分化防止等を盛り込んだ農家版事業継承制度の創設

(8) 木質バイオマス等木材の利用促進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための間伐の事務手続きの簡素化

- ・ 市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づき実施する保安林内での間伐については、県への届出書の提出を不要にすることによる事務負担の軽減

2 提案日等

- (1) 提案日 平成26年8月28日（木）
- (2) 提出先 内閣官房 地域活性化統合事務局

3 問い合わせ先

個別の提案内容の問い合わせは、別紙の問い合わせ先欄に記載の課室担当者までお願いします。

国家戦略特区における新たな措置に係る提案

別紙

No.	提案名	提案概要	問い合わせ先
(1)	水素エネルギー社会に向けたビジネス加速	次世代クリーンエネルギー「水素エネルギー」の活用を加速するため、水素活用の先進企業が集積する兵庫県内において、水素活用に係る規制の見直しを先行的に実施し、水素エネルギー活用のビジネスモデルを確立して、水素エネルギー社会実現への動きを加速し、国際競争力を高める。 ・水素活用拠点での先行的規制緩和による技術開発の加速 すでに水素ガスの活用実績がある事業所等で、水素ガスの貯蔵・消費関係規定の緩和や手続き簡素化を先行的に実施。 対象：水素発電タービン、水素貯蔵・移送装置の技術開発に必要な試験設備等	企画県民部科学振興課 課長 坂東 政市 078-362-3036
(2)	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の内航フィーダー網強化	国際コンテナ戦略港湾としての機能向上と競争力強化を図るため、内航フィーダー船と外航フィーダー船の内外格差を是正する規制緩和等により、内航フィーダー網の化及び広域からの集貨を促進。 ・地方港－阪神港間を運航する内航フィーダー船に使用する燃料への石油石炭税の課税免除 ・地方港－阪神港間を運航する内航フィーダー船の新造時に義務づけられている納付金の廃止	県土整備部土木局港湾課計画振興班 主幹(計画担当) 菅野 長久 078-362-9272
(3)	栄養補給用食品事業における保険適用等の見直し	患者や家族が在宅での栄養管理において、栄養状態に合わせて必要な製品を選択することができるようにするため、保険適用外の栄養補給用食品(いわゆる流動食)の①保険適用化、又は②医師による混合診療の例外の対象とする(医師が食事箋を発行して栄養補給用食品を指示できるようにする)	産業労働部政策労働局産業政策課政策班 班長 山下 裕司 078-362-3351
(4)	歴史的建築物の活用に向けた建築基準の緩和	木造3階建て旅館等の歴史的建築物の保存活用を推進するため、建築基準法を適用除外(建築基準法第3条第1項第3号)とする際、迅速かつ確かな審査を行い、あわせて責任の所在を明確にする必要がある。 このため、対象となる区域を定めて、当該区域内の歴史的建築物の実情を踏まえ、その保存活用や防火避難・構造安全性について審査する専門委員会(市町が設置)に建築審査会と同等の権限を与える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 建築基準法(抄) (適用の除外) 第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 三 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という。)であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの </div>	県土整備部まちづくり局建築指導課建築指導班 班長 前田 俊文 078-362-3609

国家戦略特区における新たな措置に係る提案

別紙

No.	提 案 名	提 案 概 要	問い合わせ先
(5)	規制緩和等によるクルーズツーリズムの推進	兵庫県は、瀬戸内海、日本海に面し、風光明媚な風景、文化等を有した県であり、クルーズツアーの実施に適した条件を有していることから、クルーズツーリズムを推進し、地域経済の活性化を図る。 このため、本県の港をクルーズの玄関口とするため、入国審査の大幅なスピードアップや免税手続きの利便性を向上させるとともに、クルーズツアー実施において、使用できる船舶の障害となっている船舶の航行区域指定の変更を求める。	産業労働部国際局観光交流課 ツーリズム政策班 副課長兼班長 大角 真一 078-362-3375
(6)	農林漁業体験民宿の規制緩和による都市・農山漁村交流等に活性化	都市・農山漁村交流等の活性化を図るため、農林漁業者に限定されている農林漁業体験民宿業に係る旅館業法の特例措置について、同様の役務を提供するNPO法人や農事組合法人等の非農林漁業者にも適用を拡大	農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室楽農生活班 班長 栄川 輝 078-362-9198
(7)	規制緩和等による新たな都市農業の展開	都市農業の振興と多面的機能を持つ都市農地の保全を図るため、規制緩和等による新たな都市農業を展開 ・生産緑地に係る基準を緩和(500㎡→300㎡) ・市民農園等により農地利用が担保される場合にも相続税納税猶予制度を適用 ・農業後継者が確実に事業継承できるよう農家版事業継承制度の創設	農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室楽農生活班 主幹(県民運動支援担当) 原田 佳子 078-362-3444
(8)	木質バイオマス等木材の利用促進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための間伐の事務手続きの簡素化	木質バイオマスを含めた木材の利活用促進及び森林の公益的機能の維持・増進を図るため、間伐の一層の推進 ・保安林内での間伐について、森林法第11条の規定により市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づき実施する場合は、同法第34条にもとづく、県への届出書の提出を不要とし、森林所有者等の事務負担を軽減	農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室森林保全班 班長 峯 陽治郎 078-362-3473